

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため家庭内保育を行った園児の保護者に対して保育料又は給食費の減免を実施した市内認可外保育施設に対し、その減免額に相当する補助金の交付に関し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 呉童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項に規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものであり、法第59条の2第1項により届出されている施設をいう。
- (2) 保護者 前項に規定する認可外保育施設に通う園児の保育料及び給食費を納入する義務を負っているものをいう。
- (3) 保育料 認可外保育施設長と保護者との利用契約で決められた月額利用料をいう。ただし、入園料、行事への参加に要する費用、通園する際に提供される便宜に要する費用、その他個人的な経費や実費徴収している費用は除くものとする。
- (4) 給食費 認可外保育施設長と保護者との契約等により保護者が支払うこととされている保育園における給食費をいう。

(補助対象及び補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため家庭内保育を行った園児の保護者に対し、市内認可外保育施設が減免した保育料及び給食費とする。

2 補助対象となる経費は、石垣市が新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から認可外保育施設利用者に対して家庭内保育を要請する期間のうち、別途定める期間において、家庭内保育を行った園児の保護者に対して認可外保育施設が減免した保育料及び給食費とする。

(対象者)

第4条 本事業の対象となる者は、市内の認可外保育施設に通う園児の保護者とする。

(対象施設)

第5条 本事業の対象となる施設は、本市に住所を有する認可外保育施設とする。

ただし、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設を除く。

(補助金の額)

第6条 交付する保育料及び給食費の補助金の額は、それぞれ次の第1号から第3号のうち最も少ない額とする。

(1) 月額（給食費は、材料のキャンセルができた等により月額の減額を行った場合は、その減額後の月額）から施設等利用費給付予定額を控除し、25日で割った金額に、本来の開園日数から欠席日数を除した日数を掛けた額を算定日割月額とし、月額（給食費は、材料のキャンセルができた等により月額の減額を行った場合は、その減額後の月額）から施設等利用費給付予定額、算定日割月額を除した額。ただし、算定日割月額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(2) 施設の規定等に基づき保護者に対し減免を行った額。

(3) 給食費は、園児1人につき1か月当たり4,500円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする認可外保育施設又は、既に退園している等により認可外保育施設にて減免を実施することが困難な場合は保護者（以下「申請者」という。）は、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に補助金所要額見込調書（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときはその内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行

うこととし、その旨を条件として交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第 9 条 市長は、補助金の交付決定をする場合において次の条件を付するものとする。

- (1) 事業内容を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止する場合には、事前に市長に報告すること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、任意の様式により速やかに事業遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の支出状況について市長から要求があった場合は、速やかに事業実施状況を報告するものとする。

(変更交付申請)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定後に生じた事情により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金変更交付申請書（様式第 4 号）に、補助金所要額変更調書（様式第 5 号）を添えて市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、内容の変更を認めるときは、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金変更交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日以内に、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付申請取下げ書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第 12 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、交付決定のあった年度の 3 月 31 日までに、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金実績報告書（様式第 8 号。以下「実績報告書」という。）に補助金所要額精算調書（様式第 9 号）を添えて市長に提出するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた申請者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告するものとする。

(額の確定)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の報告を受けたときは、規則第 15 条の規定により、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 10 条の規定に基づく承認をした場合はその承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交

付すべき補助金の額を確定し、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。ただし、市長は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第7条の規定による補助金の交付決定通知後、概算払いにより補助金を交付することができるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の返還を命ずる。
(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、第9条第1号の交付対象事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定内容（第10条の規定による変更交付の決定をした場合は、その決定した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
(2) 補助金を補助対象事業等以外の用途に使用した場合
(3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
(4) 交付の決定の後、生じた事情の変更等により、補助対象事業等の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金の交付決定を受けた申請者は、第13条の決定に基づく補助対象事業等に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第11号）により市長に速やかに報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、期限を付して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
(補助金の請求)

第16条 申請者は、補助金を請求しようとするときは、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金（概算・精算）請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第17条 補助金の交付を受けた申請者は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の内容を常に明確にし、関係証拠書類とともに事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(執行状況の調査)

第18条 市長は申請者に対して、補助金の執行状況について帳簿書類その他必要な書類を調査することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

石垣市長 様

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

印

既に退園している等により、保護者が申請する場合にあっては、その住所及び氏名

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付申請書

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 補助金所要額見込調書（様式第2号）

(2) その他必要書類

補助金所要額見込調書

名設施

※月毎に作成してください。
※保護者が申請する場合には

年月日付け、退園した上記の園児について、上記のとおりであることを証明します。

名
名
設
施
代
表
者

岳

様式第3号（第8条関係）

石垣市指令第 号
年 月 日

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

様

〔申請者が保護者である場合にあっては、その住所及び氏名〕

石 垣 市 長

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 事業内容を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止する場合には、事前に市長に報告すること。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、任意の様式により速やかに事業遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の支出状況について市長から要求があった場合は、速やかに事業実施状況を報告するものとする。
- (4) 石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第7条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこと。

様式第4号（第10条関係）

年　月　日

石垣市長 様

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

印

〔申請者が保護者である場合にあって
は、その住所及び氏名〕

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金変更交付申請書

年　月　日付け石垣市指令第　　号により交付決定を受けた補助事業を下記に変更したいので、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金変更交付申請額 金 円

(内訳) 既交付決定済額 金 円
今回所要額 金 円

2 添付書類

(1) 補助金所要額変更調書（様式第5号）

(2) 変更事由

書更變麥穎客所要助金補

名言

家庭內保育協力月(一月)

計

古文

※月毎に作成してください。

年月日付け、退園した上記の意見について、上記のとおりであることを証明します。

地名
設施
代表者名

岳

様式第6号（第10条関係）

石垣市指令第 号
年 月 日

所在 地

施設名

代表者氏名

様

〔申請者が保護者である場合にあって
は、その住所及び氏名〕

石垣市長 印

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更交付については、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、 年 月 日付け石垣市指令第 号で決定した補助金を下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

今回交付決定額	円
前回交付決定額	円
差引（追加）額	円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

石垣市長 様

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

印

〔申請者が保護者である場合にあって
は、その住所及び氏名〕

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日付石垣市指令第 号をもって交付決定された
事業について、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第
11条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

1 交付決定通知書の受領年月日

2 交付の申請を取り下げようとする理由

様式第8号（第12条関係）

年　月　日

石垣市長様

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

印

〔申請者が保護者である場合にあって
は、その住所及び氏名〕

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金実績報告書

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて下記の通り報告致します。

記

1 補助金対象事業実績額 金 円

2 添付書類

(1) 補助金所要額精算調書（様式第9号）

(2) その他必要書類

補助金所要客額精算調書

名前記

※保証者が申請する場合に
※毎月に作成してください。

年月日付け、退園した上記の園児について、上記のとおりであることを証明します。

名 著 表

五

様式第10号（第13条関係）

石垣市指令第 号
年 月 日

所 在 地
施 設 名
代表者氏名 様
申請者が保護者である場合にあって
は、その住所及び氏名

石 垣 市 長

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付石垣市指令第 号で交付決定した補助
金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式第11号（第15条関係）

年 月 日

石垣市長様

所 在 地

施 設 名

代表者氏名

印

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付石垣市指令第 号をもって交付決定の通知を受けた事業の実績について、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付金額（交付要綱第13条第1項による確定額）

金 円

2 交付金の確定時における消費財及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 交付金返還相当額（3-2）

金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第16条関係）

年 月 日

石垣市長 様

所 在 地
施 設 名 印
代 表 者 名
〔申請者が保護者である場合にあって
は、その住所及び氏名〕

石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金（概算・精算）請求書

年度石垣市指令第 号にて通知のありました石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金について、石垣市認可外保育施設保育料・給食費補助事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 内訳 交付決定額 円
今回請求額 円
既受領額 円
差引残額 円

振込先		
金融機関名	銀行	本・支店
預金の種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		